第２回 木材産業特定技能協議会　議事次第

日時：令和７年７月 30 日（水）17:30～18:00
場所：全国町村議員会館１階 第４会議室
（東京都千代田区一番町 25 番地）
（オンライン併催）

開 会

１．木材産業特定技能協議会運営要領の一部改正（案）について

２．木材産業分野における特定技能制度の運用状況等について

３．その他
①構成員の退会について（報告）
②出入国在留管理庁からの情報提供

閉 会

【配付資料一覧】

資料１　木材産業特定技能協議会運営要領の一部改正（案）
資料２　木材産業分野における特定技能制度の運用状況について
資料３　（リーフレット）～外国人を雇用する事業者の方へ～
住民税の特別徴収にご協力ください
資料４　（リーフレット）外国人の適正な雇用に御協力ください

（参考資料）

参考１　木材産業特定技能協議会構成員名簿（令和７年７月 11 日現在）
参考２　協議会入会規程（木材産業特定技能協議会決定第２号）

第２回 木材産業特定技能協議会　出席者名簿

【事業所管省庁】

林野庁林政部木材産業課	課長補佐	石井　貴史
林野庁林政部木材産業課	係長	重満　淳成

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課	補佐官	高月　樹
特定技能・技能実習運用企画室	係長	林　健太郎
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	課長補佐	笠畑　慎二
	係長	佐藤　勇輔
外務省領事局外国人課	上級課長補佐	堀井　水元
	課長補佐	西藏盛　益也
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	室長	南摩　一隆

【木材産業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会	常務理事	瀬戸　宣久
日本合板工業組合連合会	専務理事	上　練三
日本集成材工業協同組合	専務理事	清水　邦夫
一般社団法人全国 LVL 協会	事務局長	平沼　孝太
一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会	専務理事	坂田　幹人
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	専務理事	田中　謙司
全国木材チップ工業連合会	専務理事	大迫　敏裕
一般社団法人日本フローリング工業会	専務理事	阿久津　聡
日本複合・防音床材工業会	（同　上）	

資料１

木材産業特定技能協議会決定第１号
令和６年 10 月９日
令和７年〇月〇日一部改正

木材産業特定技能協議会運営要領

木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和６年３月 29 日閣議決定）等の規定を実施するため、木材産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、次のように定める。

（目的）

第１条　協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、構成員間の連携の緊密化を図るとともに、各地域における人手不足の状況、外国人の受入れ状況及び制度の運用に係る課題等を把握し、必要な対応を協議し、措置を講ずることにより、木材産業分野における特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に資する取組を推進することを目的とする。

（協議事項）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

一　特定技能の在留資格に係る制度の趣旨及び優良事例の周知
二　木材産業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
三　構成員資格の確認
四　特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応
五　特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
六　特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
七　就業構造や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
八　地域別の人手不足の状況の把握及び分析
九　前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）
十　その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に関する取組

（構成員）

第３条　協議会は、別紙１の構成員により組織する。

２　協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。

３　協議会は、第１項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加

えることができる。
４　林野庁は、構成員の名簿を林野庁ホームページにおいて公表できるものとする。

（事務局）
第４条　協議会及び第６条に規定する幹事会の庶務は、林野庁において処理する。

（会議の招集）
第５条　林野庁は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。
２　前項の場合において、林野庁は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
３　林野庁は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席及び資料の提出を求めることができる。
４　林野庁は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

（幹事会）
第６条　協議会の円滑な運営に資するため、別紙２の構成員により組織する幹事会を置く。
２　幹事会は、第２条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
３　この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に必要な事項は、幹事会において定める。

（議事の公開等）
第７条　会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

（関係機関との連携）
第８条　協議会は、木材産業分野における特定技能外国人の不適正な受入れの防止等のため、出入国在留管理庁から林野庁を通じて提供される情報を、第２条に掲げる取組に活用するものとする。
２　協議会は、特定技能所属機関における出入国管理関係法令違反等の不適正な受入れの疑いに関する情報等を把握したときは、林野庁を通じて出入国在留管理庁に対し、情報提供を行うものとする。
３　協議会は、前２項に係る情報について、その機密性の保持を確保するとともに、法令の規定による場合を除き、第１条に規定する協議会の目的以外での利用や第三者への提供は行わないものとする。

（雑則）

第~~8~~ 9条　この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、協議会において定める。

附　則

この要領は、令和６年10月９日から施行する。

（別紙１）

木材産業特定技能協議会　構成員

【特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

林野庁林政部木材産業課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【木材産業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会
日本合板工業組合連合会
日本集成材工業協同組合
一般社団法人全国 LVL 協会
一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
全国木材チップ工業連合会
一般社団法人日本フローリング工業会
日本複合・防音床材工業会

（別紙２）

幹事会　構成員

【事業所管省庁】

林野庁林政部木材産業課

【木材産業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会
日本合板工業組合連合会
日本集成材工業協同組合
一般社団法人全国 LVL 協会
一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
全国木材チップ工業連合会
一般社団法人日本フローリング工業会
日本複合・防音床材工業会

資料2

木材産業分野における
特定技能制度の運用状況について

令和7年7月

林野庁木材産業課

（1） 木材産業特定技能協議会の入会状況

1.　入会状況（令和7年7月11日現在）

	累計	令和6年度入会	令和7年度入会
受入機関数	22社	10	12
事業所数	30事業所	13	17

【参考】構成員数の地域別内訳

地域	構成員数（事業所数）
北海道	3
東北	1
関東甲信越	5
中部	1
近畿	4
中国	7
四国	1
九州	8

※地域は、地方入管の管轄区域で区分
※構成員の事業所の所在地で分類

2.　受入れ予定の特定技能外国人の国籍別内訳

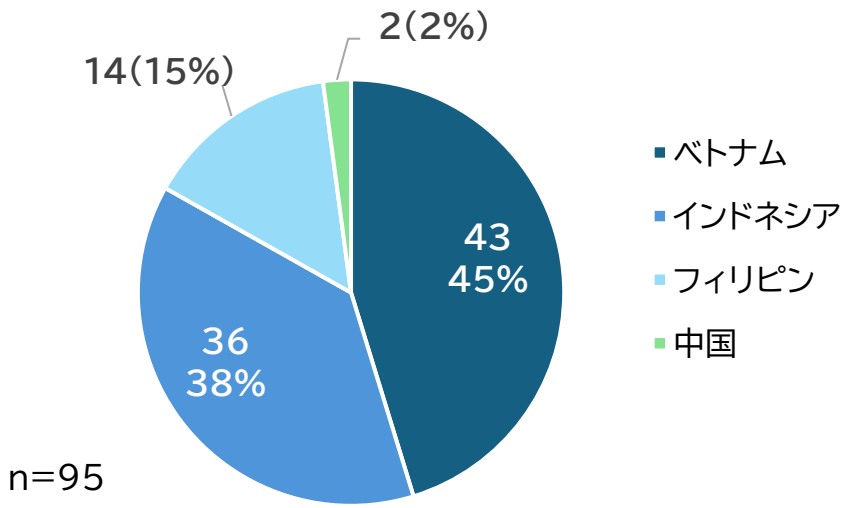

国籍別ではベトナムが全体の4割超と最も多く、
次いでインドネシア、フィリピン、中国の順になっている。

※協議会入会申請書の記載内容に基づき林野庁で集計
（受入れ予定を含み、実際の木材産業分野における特定技能1号在留外国人数の数とは異なる。）

（2） 木材産業特定技能1号評価試験の実施状況及び今後の実施予定

1. 試験実施概要

実施主体：（一社）全国木材組合連合会 （※令和6年度及び令和7年度は林野庁委託事業により実施）

実施方法：学科試験・実技試験ともにペーパーテスト方式により実施

2. 実施状況

項番	試験実施年月	試験実施場所		受験者数	合格者数	合格率
		国	都市			
1	2024年12月	国内	東京都千代田区	20	20	100.0%
2	2025年1月	国内	福岡市	19	16	84.2%
3	2025年2月	インドネシア	スマラン	75	25	33.3%
4	2025年6月	国内	東京都千代田区	23	7	30.4%
5	2025年7月	国内	福岡市	7	-	-
			1～4の計	137	68	49.6%

3. 今後の開催予定

2025年	8月	愛知県名古屋市
	9・10月	インドネシア（スマラン・ジャカルタ）
	10月	北海道札幌市
	11月	広島県広島市
	12月	岩手県盛岡市
2026年	1月	福岡県福岡市
		インドネシア（予定）
	2月	東京都千代田区

【参考】 学習用テキスト

2025年5月に
学習用テキスト（第1版）を公表

同年8月には、
・ベトナム語版
・インドネシア語版
も公表

（3）「木材産業における外国人材受入れに関する委託事業」の取組状況

1.　アンケート調査の実施

制度運用の本格化に当たって、業界における今後の受入れの意向や、必要な取組・支援策の検討に活用するため、本年5～6月にかけて、木材産業の事業者を対象とするアンケート調査を実施。

実施方法

Microsoft formsによるオンライン回答

回答数

199件
（木材産業分野の対象業種以外の事業者による回答81件を除く。）

結果（一部抜粋）

外国人の雇用を検討中と回答した事業者のうち、
現在、雇用できていない理由（複数回答可、N=41）

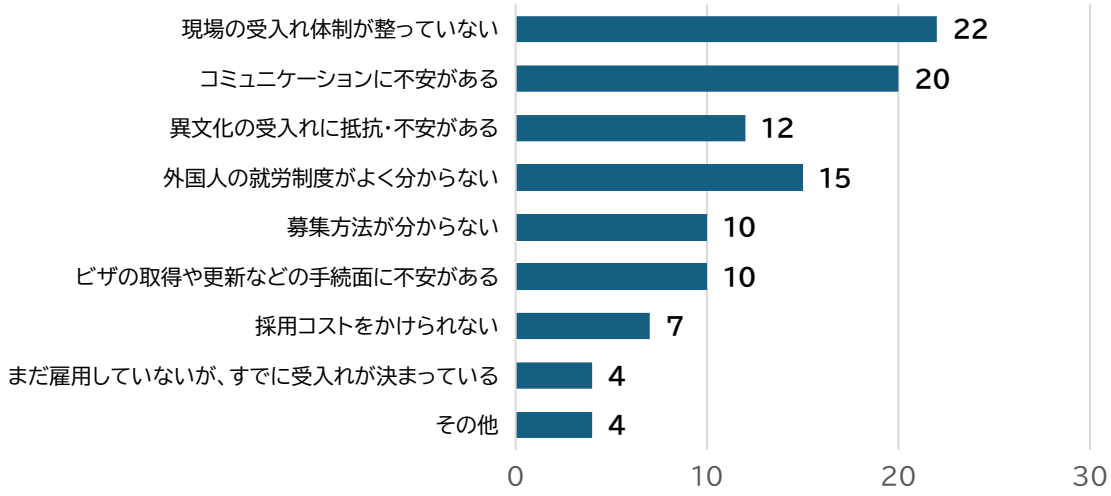

2.　今後の取組予定

①　受入れ先行事例調査・事例集の作成

特定技能外国人を受入れ予定の事業者や、受入れを検討している事業者の参考となるよう、
先行して外国人材の受入れを行っている事業者にヒアリングを行い、事例集としてとりまとめて周知を行う。

②　制度理解促進のためのセミナーの開催

特定技能制度の理解促進のため、以下の日程で国内事業者（経営者・人事担当者）向けのセミナーを開催予定。

日　時：2025年11月6日（木）
場　所：全国町村議員会館（東京都千代田区）　対面・オンライン併催

～外国人を雇用する事業者の方へ～

住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、**毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。**

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

（※）常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ **特別徴収になると**

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年４回払い）と比べ、１回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、**退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。**

※１～５月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、**日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、**日本に居住する方の中から、**自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。**

【総務省HP】https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html

【お問い合わせ先】不明な点がある場合は、従業員の方がお住まいの市区町村の税務担当課までお問い合わせください。

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

※事業者の方へ　この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

外国人の方へ　住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！

- 住民税は、１月１日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。１月２日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don’t forget to pay resident tax!

・The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount.The same applies if you leave Japan after January 2.
・If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
・If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
・A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee’s behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】　If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

・住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
・若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
・每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
・若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú！

・Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định.Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
・Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
・Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
・Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

お問い合わせはこちらへ

1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html

●地方出入国在留管理局

https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html

2 技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

https://www.otit.go.jp/contact/

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所（支所）の各窓口にご連絡ください。

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）

TEL 0570-011000

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html

※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

●地域の相談窓口一覧

https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf

●ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター（東京）

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター（埼玉）

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター（浜松）

TEL 053-458-1510

https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html

参考資料

生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の皆さんへ～

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

在留支援のための やさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html

不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和6年の地方出入国在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。

外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、
安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- ●外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ●ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1	不法滞在者や被退去強制者が働くケース	（例）・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
2	就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース	（例）・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3	外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース	（例）・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く ・留学生が許可された時間数（原則週28時間以内）を超えて働く

注意！ 事業主も処罰の対象となります !!

- ●不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長罪）
  ➡3年以下の懲役・300万円以下の罰金
  ※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- ●不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
  ➡退去強制の対象
- ●外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
  ➡30万円以下の罰金

在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。
特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留カードの見方

ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合
➡原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合
➡制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
②「指定書により指定された就労活動のみ可」（在留資格「特定活動」）
（②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。）

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合
➡就労内容に制限はありません。

ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、**裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。**

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。）」
（複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。）

②「許可（「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
（地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。）

③「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」
（資格外活動許可書を確認してください。）

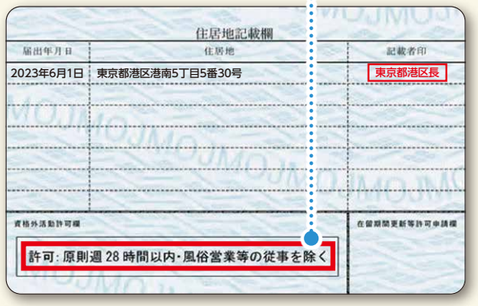

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、確認結果にかかわらず、下記「「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
https://lapse-immi.moj.go.jp/

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方
https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf

動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html

在留カード等読取アプリケーション
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html

このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ（上記URL）や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- **旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方**
- **「3月」以下の在留期間が付与された方**
- **「外交」「公用」等の在留資格が付与された方**

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないよう注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。

異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。

外国人を雇用した時の届出

●事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則の対象となります。）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

●外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf

監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人（被監理者）を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら▶ **https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html**